	項目数
(I 教育研究等の質の向上を達成するための措置)	
(1教育に関する措置)	
1 人材育成方針	1
(2)教育の内容	4
3 グローバル人材の育成	1
4 教育の質保証	1
5 教育の推進体制	3
6 学生受入方針	1
7) 学生支援の充実	5
(2研究に関する措置)	
8 研究水準の向上	3
(3社会連携に関する措置)	
9 地域貢献	
10 産学官連携	
11)社会連携態勢の整備	6
(4グローバル化に関する措置)	
(12) 国際力の教科	2
(4附属病院に関する措置)	
(13) 高度・先進医療の提供	1
	1
15) 地域医療及び市民への貢献	1
(16) 安定的な病院の運営	1
(Ⅱ業務運営の改善及び効率化に関する措置)	
17) 運営体制	1
(18) 組織力の向上	3
(Ⅲ財務内容の改善に関する措置)	
(19) 外部資金の確保	1
(20)効率的な大学運営の推進	1
(IV自己点検及び評価並びに情報公開等に関する措置)	
(21) 自己点検及び評価の実施	1
(22)情報の提供と戦略的広報の展開	1
(Vその他業務運営に関する重要目標を達成するための措置))
23 コンプライアンス等の徹底	2
24 施設設備の整備等に関する措置	1
(25) リスクマネジメントの徹底	3
(26) 支援組織の構築	2
○ (Ⅵ大阪府立大学との統合等に関する措置)	
27)大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進	2
(28) 大阪府立大学との連携の推進	1
	50